

独禁法とは? まずは進んで勉強を

消費者行政の一環として昨年できた消費生活改善推進制度が、より充実させあります。地域活動等を容易にするために、消費生活改善推進協力員が設置されました。

この協力員は、村内各地区から推せんされた婦人十六名からなり、推進員を中心として地域における消費生活の問題や苦情等をとり上げ、消費者の保護と消費者知識の向上を図つていくものです。

協力員等は、さうそくかららまず勉強しなければ……と

商品の表示説明をうける協力員達

さる三月六日現の消費生活センターを訪れて半日みつかり研修をしました。センターからは、今国会で問題になつてゐる独禁法のしくみについて講話をうけ、商品の見分け方について説明を受けました。

問題を研修しました。

水道料金改訂表

専 用 工場用	水 量 立 方 米 まで	基 本 料 金 (ヶ月 につ き)	料率	
			一般用	用途
	方 水 量 立 方 米 まで	○立	三五〇円	超過料金 につき 一立方 立 方 米 まで
	四 〇〇 〇	七〇〇	四五〇円	新料金
	四 〇〇 〇	一 〇〇〇	三五〇円	旧料金
	四 〇〇 〇	四 〇〇〇	四五〇円	新料金
	六 〇	五 〇	五〇円	旧料金

水道料金改訂表

用されますので協力の程お願いいたします。

場所では二五%

か月につき一般

用では二八・六

%、営業用では

四二・九九、工

場所では二五%

か月につき一般

用では二八・六